



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価(送料共)1か月2,200円

## 目次

### ○ 告示

- 703 特定非営利活動法人の設立認証の申請(県民生活課)
- 704 クリーニング師の研修の指定(食品・生活衛生課)
- 705 クリーニング所の業務従事者講習の指定  
( " )
- 706 管理美容師資格認定講習会の指定  
( " )
- 707 管理美容師資格認定講習会の指定  
( " )
- 708 生活保護法による施術機関の指定(福祉保健総務課)
- 709 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止  
(障害福祉課)
- 710 " ( " )
- 711 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定  
( " )
- 712 " ( " )
- 713 " ( " )
- 714 障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者の指定  
( " )
- 715 大規模小売店舗の新設の届出(商工振興課)
- 716 県営土地改良事業の事業計画の決定  
(農業農村整備課)
- 717 保安林予定森林(森林整備課)
- 718 道路の位置の指定(都市政策課)
- 719 平成20年度南紀白浜空港緑地帯管理業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等  
(港湾空港振興課)

### ○ 選挙管理委員会告示

- 43 和歌山県議会議員一般選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨

### ○ 公告

- 入札公告(港湾空港振興課)

### ○ 監査公表

- 監査公表第22号

### ○ 正誤

平成20年3月28日付け和歌山県報号外(5)和歌山県公営企業管理規程第4号中

## 告 示

和歌山県告示第703号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成20年6月28日まで縦覧に供する。

平成20年5月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日  
平成20年4月26日
- 2 名称  
特定非営利活動法人エネルギー自立住宅推進センター
- 3 代表者の氏名  
松下靖彦
- 4 主たる事務所の所在地  
岩出市高塚169番地
- 5 定款に記載された目的  
この法人は、住民、事業者、公共団体、学校等、地域社会を構成する各主体に対して、エネルギーの自給自足、省エネ対策、地震対策を通して環境保全及び改善に関する事業を行ない、持続可能な循環型かつ、省エネ型エコ住宅及び施設を構築する事で地球温暖化防止に寄与することを目的とする。

### 和歌山県告示第704号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の2第1項に規定するクリーニング師の研修(第1型研修)を次のとおり指定した。

平成20年5月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 主催者の名称及び住所  
(1) 名称 財団法人 全国生活衛生営業指導センター  
(2) 住所 東京都港区新橋6丁目8番2号
- 2 開催年月日及び開催場所

開催年月日	開催場所
平成20年9月14日(日)	紀南文化会館 (田辺市新屋敷町1)

- 3 受講料  
クリーニング師の研修 5,000円

### 和歌山県告示第705号

クリーニング業法(昭和25年法律第207号)第8条の3に

規定するクリーニング所の業務従事者講習（第2型講習）を次のとおり指定した。

平成20年5月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 主催者の名称及び住所
  - (1) 名称 財団法人全国生活衛生営業指導センター
  - (2) 住所 東京都港区新橋6丁目8番2号
- 2 講習受付期間及びレポート提出締切年月日
  - (1) 受付期間 平成20年6月20日から  
平成20年7月18日まで
  - (2) レポート提出締切年月日 平成20年9月22日
- 3 受講料  
クリーニング所の業務従事者講習 4,500円

和歌山県告示第706号

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項に規定する管理理容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

平成20年5月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 主催者の名称及び住所
  - (1) 名称 財団法人理容師美容師試験研修センター
  - (2) 住所 東京都港区虎ノ門1丁目26番5号
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる支部の名称及び所在地
  - (1) 名称 財団法人理容師美容師試験研修センター和歌山県支部
  - (2) 住所 和歌山市ト半町33番地（電話073-433-3844）
- 3 講習会の日程及び会場
  - (1) 日程
    - 第1日 平成20年9月29日
    - 第2日 平成20年10月6日
    - 第3日 平成20年10月27日
  - (2) 会場  
和歌山ビッグ愛（1201・1202室）  
和歌山市手平2丁目1-2（電話073-435-5200）
- 4 受講料 14,000円

和歌山県告示第707号

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項に規定

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011300104	和	伊都郡かつらぎ町妙寺95-3	旧知的障害者通所授産施設	社会福祉法人和福祉会	伊都郡かつらぎ町妙寺95-3	平成20.4.30

和歌山県告示第710号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定

する管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定した。

平成20年5月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 主催者の名称及び住所
  - (1) 名称 財団法人理容師美容師試験研修センター
  - (2) 住所 東京都港区虎ノ門1丁目26番5号
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる支部の名称及び所在地
  - (1) 名称 財団法人理容師美容師試験研修センター和歌山県支部
  - (2) 住所 和歌山市ト半町33番地（電話073-433-3844）
- 3 講習会の日程及び会場
  - (1) 日程
    - 第1日 平成20年9月29日
    - 第2日 平成20年10月6日
    - 第3日 平成20年10月27日
  - (2) 会場  
和歌山ビッグ愛（1201・1202室）  
和歌山市手平2丁目1-2（電話073-435-5200）
- 4 受講料 14,000円

和歌山県告示第708号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年5月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	名称	所在地	指定年月日
海南柔35-20	北赤坂整骨院	海南市北赤坂5-5	平成20.1.9

和歌山県告示第709号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定に基づき公示する。

平成20年5月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

に基づき公示する。

平成20年5月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011600065	つくし共同作業所	有田郡湯浅町栖原187-1	旧知的障害者通所授産施設	社会福祉法人有田つくし福祉会	有田郡湯浅町栖原187-1	平成20.4.30

和歌山県告示第711号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成20年5月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3011310046	和	伊都郡かつらぎ町妙寺95-3	生活介護	知的障害者	社会福祉法人和福祉会	伊都郡かつらぎ町妙寺95-3	平成20.5.1	平成26.4.30
			就労移行支援					
			就労継続支援B型					

和歌山県告示第712号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成20年5月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3011610098	つくし共同作業所	有田郡湯浅町栖原187-1	生活介護	知的障害者	社会福祉法人有田つくし福祉会	有田郡湯浅町栖原187-1	平成20.5.1	平成26.4.30
			就労移行支援					
			就労継続支援B型					

和歌山県告示第713号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成20年5月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010120271	事務支援センターソーラーナ	和歌山市手平6丁目112-1	就労継続支援A型	精神障害者	特定非営利活動法人エルンティオ	和歌山市手平6丁目112-1	平成20.5.1	平成26.4.30

和歌山県告示第714号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第32条第1項の指定相談支援事業者を次のとおり指定したので、同法第51

条第1号の規定に基づき公示する。

平成20年5月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事務所の所在地	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3031400256	精神障害者通所授産施設あすなろ共同作業所	海南市阪井521	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者	社会福祉法人一峰会	海南市重根1778	平成20.4.1	平成26.3.31

## 和歌山県告示第715号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2) 連絡先の電話番号(3) 大規模小売店舗の名称(4) この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成20年5月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) マツゲン西庄店  
和歌山市西庄字妙見441番1 他7筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社松源 代表取締役社長 桑原一良  
和歌山市吹上二丁目4番50号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社松源 代表取締役社長 桑原一良  
和歌山市吹上二丁目4番50号  
その他未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成20年12月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,700㎡
- 6 駐車場の収容台数  
145台
- 7 駐輪場の収容台数  
50台
- 8 荷さばき施設の面積  
50㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量  
25㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻  
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分～午後10時30分
- 12 駐車場の自動車の出入口の数  
3か所

- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時～午後10時

- 14 届出年月日

平成20年4月10日

- 15 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課  
(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課  
(和歌山市七番丁23番地)

- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成20年5月16日から平成20年9月16日まで  
時間帯 午前9時30分～午後5時

## 和歌山県告示第716号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営中山間総合整備事業北山地区につき土地改良事業計画書を定めたので、同条第5項の規定によりこの旨を公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成20年5月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 縦覧に供する書類 県営中山間総合整備事業北山地区の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 平成20年5月19日から平成20年6月13日まで
- 3 縦覧場所 和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、那賀振興局及び紀の川市役所

## 和歌山県告示第717号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年5月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡古座川町佐田字黒谷北平ラ917、922、字黒谷南平ラ929、930、933、958、960、961、963から965まで、965の1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第718号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成20年5月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住所氏名	指定 年月日	道 路	
				幅員 メートル	延長 メートル
2976	橋本市市脇二丁目415番の一部	奈良県五條市二見一丁目1番4号 有限会社田原不動産 取締役 田原清孝	平成20.4.30	4.10	30.33

和歌山県告示第719号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。)第167条の5第1項の規定に基づき、平成20年度南紀白浜空港緑地帯管理業務に係る一般競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法を次のように定める。

平成20年5月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 競争入札に付する業務の名称及び契約期間

(1) 業務の名称

平成20年度南紀白浜空港緑地帯管理業務

(2) 契約期間

平成20年6月27日から平成20年12月25日まで

(3) 業務委託期間

平成20年6月28日から平成20年12月25日まで

2 競争入札に参加する者に必要な資格事項

この競争入札に参加することができる者は、平成20年5月16日(金)現在において、次の要件を全て満たしている者とする。

(1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。

(3) 和歌山県が行う指名競争入札に関する指名を停止されていない者であること。

(4) 国税、県税及び市町村税を滞納していない者であること。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手

続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始がなされていない者であること。

(6) 除草業務の受託実績を有する者であること。

(7) 別に定める基準を満たす体制をとれる者であること。

3 資格審査申請書類及びその配布方法等

(1) この競争入札の参加資格の申請に必要な書類は、次のとおりとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書

イ 営業概要書

ウ 法人にあっては、発行後3か月を経過していない当該法人の登記事項証明書

エ 印鑑証明書

オ 直近2年分の財務諸表(法人にあっては貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書、個人にあっては青色申告書又は白色申告書の写し)

カ 使用印鑑届

キ 次に掲げる税金に未納がないことが確認できる納税証明書で発行後3か月を経過していないもの

(ア) 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税

(イ) 和歌山県が課する県税全税目

(ウ) 直近1事業年度分の法人市町村民税(個人にあっては、直近1年度分の市町村民税)

ク 誓約書

ケ 委任状(申請者が代理人を選任した場合)

コ 配置予定者名簿

サ 除草業務受託実績

シ 組織概要書(緊急連絡体制、作業時の人員体制が分かるものを含むこと。)

(2) (1)のイからクまでに掲げる申請書類については、平成20年5月16日(金)時点で既に和歌山県が行う指名競争入札等参加申請の審査を経て、現に有効な指名競争入札等登録参加通知書を交付されている者においては、当該通知書の写しを提出することにより、当該書類に代えることができる。

(3) (1)のア、イ、カ及びクからサまでに掲げる申請書類の用紙については、県で定めるものとし、和歌山県が示す仕様書及びこれらの用紙は、平成20年5月16日(金)から平成20年5月30日(金)までの日の午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で配布を行う。

(4) (1)に掲げる申請書類について質問がある者は、平成20年5月30日(金)までの間に和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所に対して電話又は書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。

4 資格審査申請書類の受付期間及び受付場所

平成20年5月16日(金)から平成20年5月30日(金)までの午前10時から午後5時までの間に、5に掲げる場所で

受け付ける。

なお、資格審査申請書類は持参により提出するものとする。

5 資格審査申請書類の配布の場所

和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所  
和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地 南紀白浜空港内  
郵便番号 649-2211  
電話番号 0739-42-2348（直通）  
ファクシミリ番号 0739-42-3251

6 申請書類に使用する言語

申請書類に使用する言語は、日本語とする。

7 資格審査の結果の通知

資格審査申請者には、競争入札参加資格結果通知書を平成20年6月6日（金）までに郵送により送付する。

8 競争入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争入札参加資格がないと認められた者は、本県に対し、その理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の説明は、平成20年6月17日（火）までに書面により求めるものとする。

(3) (2)の書面は、持参又は書留郵便により提出するものとする。

(4) 説明については、平成20年6月23日（月）までに当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

(5) (2)の書面の提出先は、5に掲げる場所とする。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第43号

平成19年4月8日執行の和歌山県議会議員一般選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年5月16日

和歌山県選挙管理委員会委員長 山本恒男

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成19年4月8日執行和歌山県議会議員一般選挙（東牟婁郡選挙区）

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）

5,543,800 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	清水和子	所属党派	無所属	期間 平成20年4月18日から 平成20年4月18日まで
出納責任者氏名	芝本嘉子			

収入

主たる寄附

(氏名・団体名)

(職業)

(寄附額)

支出

人件費

家屋費

選挙事務所費

集会場費

通信費

交通費

印刷費

広告費

文具費

食糧費

休泊費

雑費

その他の寄附

件

その他の収入

今回計

前回計

総計

193,538 円

193,538 円

1,026,000 円

1,219,538 円

円

円

円

円

円

円

円

360,000 円

円

円

円

円

円

今回計

前回計

総計

360,000 円

1,953,938 円

2,313,938 円

報告書受理年月日

平成20年4月18日

第2回報告分

公 告

入札公告

平成20年度南紀白浜空港緑地帯管理業務について、次のとおり一般競争入札（以下「競争入札」という。）を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自

治法令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

平成20年5月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 競争入札に付する事項

(1) 事業年度及び役務番号

平成20年度空港委託第6号

<p>(2) 調達役務の名称 南紀白浜空港緑地帯管理業務</p> <p>(3) 調達役務の仕様等 空港用地内、着陸帯等の植生区域草刈り業務で、詳細は別に定める仕様書による。</p> <p>(4) 調達役務の場所 和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所が指定する場所</p> <p>(5) 契約期間 平成20年6月27日から平成20年12月25日まで</p> <p>(6) 業務委託期間 平成20年6月28日から平成20年12月25日まで</p> <p>2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項 平成20年和歌山県告示第719号に規定する平成20年度南紀白浜空港緑地帯管理業務に係る競争入札参加資格を有する者であること。</p> <p>3 契約条項を示す場所及び期間</p> <p>(1) 場所 和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地 南紀白浜空港内 和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所</p> <p>(2) 期間 平成20年5月16日(金)から平成20年5月30日(金)までの日の午前10時から午後5時まで</p> <p>4 仕様書等を交付する場所及び期間等</p> <p>(1) 場所 3の(1)に同じ。</p> <p>(2) 期間 3の(2)に同じ。</p> <p>(3) (1)及び(2)の規定により交付する仕様書等に対して質問がある者は、平成20年5月30日(金)午後5時までの間に和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所に対して電話又は書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。</p> <p>5 入札説明書を交付する場所及び期間等</p> <p>(1) 場所 3の(1)に同じ。</p> <p>(2) 期間 3の(2)に同じ。</p> <p>(3) (1)及び(2)の規定により交付する入札説明書に対して質問がある者は、平成20年6月17日(火)午後5時までの間に和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所に対して電話又は書面(ファクシミリを含む。)により行うものとする。上記の質問に対する回答は、平成20年6月20日(金)までに行う。</p> <p>6 入札執行の場所及び日時等</p> <p>(1) 入札執行の場所及び日時は、次のとおりとする。</p> <p>ア 入札場所</p>	<p>和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地 南紀白浜空港ターミナルビル1階 スカイルーム</p> <p>イ 入札日時 平成20年6月26日(木)午後2時から</p> <p>ウ 開札場所 アに同じ。</p> <p>エ 開札日時 イに同じ。</p> <p>(2) (1)の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。</p> <p>(3) 郵便による入札書の提出を行う者は、入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便で平成20年6月26日(木)正午までに和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所へ必着するように行わなければならない。</p> <p>7 入札方法 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。以下「入札金額」という。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった入札金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。</p> <p>8 入札保証金に関する事項</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もる入札金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 入札保証金は、落札者のものを除き入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約を締結しない場合を除き契約締結後還付し、又は納付すべき契約保証金に充当することができる。</p> <p>(3) 入札保証金の納付の方法、納付の免除等は、自治法令第167条の7及び和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号。以下「財務規則」という。)第85条から第88条までの規定の定めるところによる。</p> <p>9 契約保証金に関する事項</p> <p>(1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納入しなければならない。</p> <p>(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び財務規則第92条から第95条までの規定の定めるところによる。</p> <p>10 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札</p>
---	---

は、無効とする。

なお、本県より競争入札参加資格のある旨確認された者であっても、確認の後、指名停止措置を受けて指名停止期間中である者等入札時点で2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

11 入札執行方法の細目

- (1) 入札の要件の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札には、和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所の職員が立ち会うものとする。
- (3) 落札者の決定は、財務規則第102条の規定に基づく予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 第1回の入札において落札者が決定しなかった場合において、郵送による入札を行った者で、6の(1)に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

- (1) この競争入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

ア 名称

和歌山県県土整備部南紀白浜空港管理事務所

イ 所在地

和歌山県西牟婁郡白浜町2926番地 南紀白浜空港内

郵便番号 649-2211

電話番号 0739-42-2348（直通）

ファクシミリ番号 0739-42-3251

- (2) この入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

監 査 公 表

和歌山県監査公表第22号

平成20年3月12日付け監査報告第31号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年5月16日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美

和歌山県監査委員 前 芝 雅 嗣

和歌山県監査委員 浅 井 修 一 郎

1 財団法人わかやま産業振興財団

- (1) 監査実施年月日 平成20年2月28日

(2) 監査の結果

設備貸与資金の未収金については、約209万円を回収し、約1,019万円を償却処分した結果、平成18年度末で約2億4,821万円となり、前年度に比し約1,074万円減少しているが、なお多額の未収金が存在する。

今後も引き続き「未収貸与料債権管理規程」に基づき、未収金の回収等について積極的に取り組まれない。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

設備貸与資金の未収金については、なお多額の未収金が存在するので、債権管理状況について密接に連携を取りながら、財団の最重点課題として今後ともその回収等に積極的に取り組むとともに、新たな未収金を発生させることの無いよう指導している。

2 社団法人わかやま森林と緑の公社

- (1) 監査実施年月日 平成20年2月28日

(2) 監査の結果

造林事業の事業費の財源は、その大部分が農林漁業金融公庫及び県からの借入金であり、平成18年度末の借入金残高は、約144億3,000万円となっている。また造林事業は伐期まで長期間にわたるため今後も多額の借入金が必要となる。

一方、近年木材価格は下落傾向にあり、木材の売却収入に悪影響を来すことが想定されるなど、経営環境は、非常に厳しい状況にある。

今後、他都道府県の動向を注視しながら、これまでの取組の結果を踏まえ、公社分収率引上げを図るための分収林契約の変更など、経営改善計画に基づく経営改善を強力に推進されたい。また、新しい経営改善計画については、長期的な見通しに立って、木材価格の低迷等の厳しい状況を踏まえ策定されたい。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

木材価格の低迷を踏まえ、公社が平成20年度に策定予定の新たな経営改善計画に、事業経費の大幅な圧縮、管理費の一層の削減、収益の向上を図るための方策等を盛り込み、経営改善を強力に推し進めることを指導した。



また、林業公社の経営改善は、全国的な課題でもあることから他府県の動向を注視するとともに、国に対して支援の拡充を提言していくことについて近畿府県等と協議した。

3 社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会

(1) 監査実施年月日 平成20年2月28日

(2) 監査の結果

生活福祉資金等貸付金の未償還額については、平成18年度末で約4億700万円に達している。

今後も引き続き、貸付時の適切な審査に努めるとともに、市町村社会福祉協議会等と連携しながら、組織一丸となって、債権管理に取り組まれない。

(3) 監査の結果に基づき講じた措置

貸付時から民生委員等による援助を強化することにより適切な審査及び償還指導を行うとともに、市町村社会福祉協議会との連携を図り延滞者の状況把握や長期延滞者への重点対応によって、なお一層の未償還金の回収等債権管理に取り組むよう指導した。

正 誤

正 誤

平成20年3月28日付け和歌山県報号外（5）24ページ右の

「 段中 は誤りにつき、 「

に訂正する。